

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	片倉章博
同	金子修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和4年度の財務監査

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 行政委員会等 | 監査委員事務局、農業委員会事務局 |
| (2) まちづくり政策部 | 開発指導課、建築指導課 |
| 学校教育部 | 子ども教育相談センター |
| 社会教育部 | 中央図書館、美術館 |

2 監査の実施期間

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| (1) 令和4年11月9日から令和5年1月27日まで | 監査委員事務局、農業委員会事務局 |
| (2) 令和4年12月8日から令和5年1月27日まで | 開発指導課、建築指導課、子ども教育相談センター、中央図書館、美術館 |

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

【監査の実施期間：令和4年11月9日から令和5年1月27日まで】

行政委員会

(1) 監査委員事務局

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 農業委員会事務局

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、窓口収入した証明書手数料の調定金額及び納入金額に誤りがあった。また、繰り越した国庫支出金の調定手続がされていなかった。

平塚市財務規則等に則り事務処理方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

【監査の実施期間：令和4年12月8日から令和5年1月27日まで】

まちづくり政策部

(1) 開発指導課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 建築指導課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、建築確認及び許可申請等手数料の納入通知書に納期限が設定されていないものが散見された。

平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

学校教育部

(1) 子ども教育相談センター

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、自動販売機の設置に関し、許可条件に売上等報告書の提出期日が設定されていないものがあった。教育財産使用許可に伴う許可条件への一部協議事項が、許可条件ではなく決定通知書に記載されていた。また、納入通知書の納期限に設定誤りがあった。

契約事務において、物品修繕の随意契約に適用条項の誤りがあった。

平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
子ども教育相談センター	網戸枠の腐食劣化 サッシに錆、網戸の劣化・開閉不良 1階廊下東側天井一部にしみ プレイルーム等の壁に陥没、クロスめくれ、しみ プレイルームB南側蛍光灯のちらつき（安定器の不具合のため、業者対応が必要） 揚水ポンプ2号機パッキンからの水漏れ

社会教育部

(1) 中央図書館

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
中央図書館	外壁躯体（爆裂、浮き、クラック、白華） 屋上周り（笠木浮き、水たまり、ガラリ錆、排水溝（ドレイン）詰まり、コーキング劣化） 内壁等（雨漏り跡、窓ガラスのひび割れ、クラック） 洗面器（排水不良） 給排水設備配管（腐食） 常閉防火設備（扉密閉せず） 防火シャッター（危険防止設備なし）

(2) 美術館

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、レストラン使用料の納入通知書に納期限の設定誤りがあった。

条例等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

契約事務において、施設管理運営委託料の随意契約に適用条項の誤りがあった。

平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
美術館	仕上げ土間コンクリートに軽微なクラックあり（敷地北西） 仕上げ土間コンクリートに隆起あり（2階屋外） コンクリートブロック表面仕上げ部に軽微なクラックあり（敷地西側）

以 上